

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

令和2年3月6日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農用地利用集積計画の承認について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について

○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 井戸 恒男 君	3 番 川村 信子 君
4 番 佐藤 平和 君	5 番 遠藤 昭治 君	6 番 野田 卓志 君
7 番 片岡 篤夫 君	8 番 森 邦彦 君	9 番 八木 豊明 君
10 番 杉山 徳成 君	11 番 中村 雅博 君	12 番 後藤 三郎 君
13 番 安田 孝義 君	14 番 増井 賢一 君	15 番 土屋 尊史 君
16 番 野村 茂 君	17 番 日置 香 君	18 番 永井 博光 君
19 番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（0名）

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	長尾 成広 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局主任主査	長谷部 香織 君
洞戸事務所係長	川島 友教 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
儀事務所主任主査	丸山 典浩 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。新型コロナウイルスの関係で各種会合、イベント等は中止及び延期となっておりますが、農業委員会につきましては、法律上書面決議ができないため、総会を開催することになりました。慎重に迅速に審議をしていただきますようお願いいたします。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）おはようございます。農業委員会総会を開催しましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染と言う事で、毎日の暮らしが変わってきているような気がします。特に学校が休校と言う事でお孫さんのみえるご家庭では、日常生活が変わってきているのではと思います。そうした中で、農業関係につきましては、学校に下ろしている牛乳が消化できないと言うことで、酪農家は大変苦労されているのではと思っています。

話は変わりますが、先般議会の録画を見ておりましたら、三輪委員さんから農業振興計画について質問がありました。その中で国や県の補助金等の施策について、農家の方が補助金等の施策を知らない事もあると言う事でした。市もそう言ったところはしっかりやられていると思いますが、私たちも与えられた役割と言うものがありますので、農地利用最適化推進事業に関しましては地元の皆さんと情報を交換していただき、情報の発信と言うことも必要かと思っております。私たちの任期が7月19日をもって満了となります。それで次期、農業委員さんに農地利用最適化推進事業をしていただく中の一つの基盤として、地域との情報交換を進めていく必要があるのではないかと考えております。どうか地元に戻りましたら一つの体制を作ってもらえるとありがたいと思っております。

本日はご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、産業経済部の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）おはようございます。会長もお話されたように、新型コロナウイルスが日本国内、全国的に大変な時期です。今、市議会の第一回定例会の途中ですが今週の月曜日から水曜日にかけて代表質問の一般質問が終わったところです。その中で、新型コロナウイルスに関係するご質問が二人の議員からありました。大まかに言いますと新型コロナウイルスの関係で何か影響は出ていないかと言う事です。例えば宿泊施設、ホテルの形態にもよりますがビジネスホテルなど、仕事の人の出張先の宿泊先をメインにしている所と、観光客をメインにしているホテルとでは多少違いはありますが、いずれにしてもキャンセルが出ているような所です。宴会等も自粛される関係でキャンセルが発生している状態です。観光面では急激にお客さんが減ったと言うところまでは表面化されてはいないみたいですが、これから心配だと言うことは聞いております。そのような事で市長が代表質問の中で答弁させていただきました。市としましても対策会議を週に1回から3回くらいのペースで対策会議を行っています。国から一日一日違う情報が入ってきますので、それに対応して各自治体の判断になりますので、対策会議を常に関し国の要望に対応した判断を市長がしていかなければいけないので、非常に大変な状況です。その都度、市からのお願いもありますので、みなさんそれぞれの現場、家庭も含めて、戸惑うようなこともあるかと思いますが、その辺も含めてご承知のうえで、市長からお願いすることだけはご承知いただきたいと言うか、お願いしたいと思っております。農業委員会の総会の中で申し訳ないのですが、そのような事でお願いしたいと思います。

先ほど会長さんからもお話がありましたが、みなさん7月をもってお疲れ様と言う事ですけれども、長い間お世話になりました。ありがとうございました。今の議会の話もそうなのですが、今回の議会、農業関係、農業振興に関する質問を沢山いただきました。議員さんも関心がある分野であると感じましたし、これを支えてくださる農業委員さんも市としてありがたいと感じておるところです。少し早いですが、この3年間お疲れ様でした。私もこの立場で挨拶させていただくのが最後の総会となりまして、3月をもって定年と言う事で市役所から去ることになります。本当は7月の時に挨拶をさせていただくのが良いのですが、私が3月で退職となりますので後先になりますけれ

ども、みなさんにお世話になりましたと言う事で挨拶をさせていただきます。私自身も部長と言う立場で皆さんの前で2年間この会議に中々出られない事が多くて申し訳なかったのですが、総会だけではなく日頃の活動に対して、本当にありがたいと思っておりまし、私自身もお世話になりましたので、今日この場を借りてお礼を申し上げます。お世話になりました。ありがとうございます。

それではこの後、新型コロナウイルスの関係で打ち合わせ等が入っておりますので、失礼ですけれども挨拶だけで退席させていただきますがお許しください。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(部長退席)

○事務局課長補佐(小石隆之君) 本日の総会ですが全員の委員さんが出席されておりますので報告させていただきます。

○議長(野村茂君) ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、全員の出席をいただいておりますので総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。12番後藤委員、13番安田委員のお二人にお願いします。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号 農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第1号 農用地利用集積計画の承認について。

申し訳ありませんが、一点議案の修正をお願いします。2ページの13番・14番の2筆ですが、字名が違っております。新大栗と言う字名から、新太田の字名に修正をお願いします。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は1ページから4ページになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が16件。田16筆16,779㎡。更新が6件。田6筆2,679㎡。賃貸借権設定に関するものについて、新規が30件。田30筆、42,700㎡。更新が4件。田4筆3,806㎡。地区は、小瀬、千疋、山田、黒屋、東本郷、稲口、側島、戸田、下有知、池尻、大杉、上之保の12地区でござい。権利設定を受ける者は、八代治郎他です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第1号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、議案第1号農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。この案件につきましては4件ありまして、3番の案件につきましては、中村委員本人の申請でありますので、2回に分けて審議を行いたいと思います。まず3番の案件、その後に1番、2番、4番と2回に分けて審議をお願いします。なお、3番の案件につきましては隣接地の永井議員に現地確認をしていただいております。それでは中村委員、退席をお願いします。

(中村委員退席)

○議長(野村茂君) それでは農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。まず3番の案件から事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

3番の案件 位置図は、3ページ、4ページになります。申請地は東海環状自動車道 関広見I.Cの西約420mと西北西約770mに位置する農用地区域内にある田、3筆4,348㎡。申請

の目的は使用貸借権の設定です。

借受人は農業経営の再開を計画し、申請地を譲り受けるもの。貸付人は農業耕作を行うことが困難となったため、譲り渡すと言うものです。本案件は2番の案件と同時許可となります。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。3番の案件について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）発言がありませんので、3番の案件について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号の3番の案件について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の3番の案件を許可することとします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）申し訳ありません。4番の案件は同一世帯です。

○議長（野村茂君）大変失礼を致しました。4番の案件は中村委員と同一世帯ですので4番の案件について事務局から説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

4番の案件 議案は6ページ、位置図は5ページになります。申請地は東海環状自動車道 関広見 I. C の北約290mに位置する農用地区域外にある畑、310㎡。申請の目的は所有権移転です。

借受人は農業経営の再開を計画し、申請地を譲り受けるもの。貸付人は農業耕作を行う事が困難となったため、譲り渡すものです。

以上、使用貸借権設定に関するもの1件、所有権移転に関するもの1件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。4番の案件について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）発言がありませんので、4番の案件について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号の4番の案件について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の4番の案件を許可することとします。

（中村委員入室）

○議長（野村茂君）それでは続きまして議案第2号の1番・2番について事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は大杉公民館の南約550mに位置する農用地区域外にある畑、553㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は、申請地が自己所有地の隣接地で耕作に便利のため、該当農地を譲り受け、農業経営の拡張を計るもの。譲渡人は、譲受人の申出を受け譲り渡すものです。

2番の案件 位置図は2ページ。申請地は東海環状自動車道 関広見 I. C の西南西410mに位置する農用地区域内にある田、862㎡。申請の目的は所有権移転です。

譲受人は、農業経営の再開を計画し、申請地を譲り受けるもの。譲渡人は農業耕作を行うことが不十分となったため、譲り渡すものです。

以上、所有権移転に関するもの2件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号の1番・2番について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長（野村茂君）発言がありませんので、質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号の1番・2番について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の1番から4番までの4件を許可することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、上之保温泉ほほえみの湯の南東約300mに位置する登記地目田、現況地目山林、224㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は山林です。

申請人は申請地の周囲が山林で、耕作ができないため植林をし、周囲と一体的に管理をしたいと言うものです。

2月17日に現地確認をしたところ、昭和35年頃からすでに山林となっており、始末書が添付されております。

申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は洞戸運動公園の北東約250mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、3筆807㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。転用目的は一般個人住宅です。

申請者は庭・住宅の増築、倉庫を建築すると言うものです。

2月18日に現地確認をしたところ、昭和45年頃から宅地としてすでに利用しており、始末書が添付されております。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○15番（土屋尊史君）この場所は現場が分からない状況の所です。このような場所が沢山ありまして、たまたまこの方は相続の関係できれいにしておこうと言うことで申請をされたのですが、他にも田や畑が森林になってしまっている所がありますので、早く上之保の用途変更の調査をして頂き、解消をしていただきたいと思います。場所を探すのに探せないのです。えらい山へ登っていかねばいけない場所ですので。

○7番（片岡篤夫君）現場に行く道はあるのですか。

○15番（土屋尊史君）なんとなく。そんなような所ですのでお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今のお話ですが、いわゆる植林しているような農地については県からの指導がありまして追認、いわゆる4条や5条の申請、基本的には4条の許可を取るようにと言う指導がありまして、どうしても本人からの申請があると言う事で、そう言った相談がある時には書類の作り方等は話をさせてもらい、申請をしてもらうようにしております。

非農地証明、いわゆる農地として認められなくて農地から落とすと言う、現場をみていただいて落とすと言ったこともできるのですが、そう言ったものについては人の手が加わっていない所に関してはそういった方法でできるという国の方針がありますので、その辺見極めてなるべくそう言ったところが無いように事務局も考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（野村茂君）土屋委員よろしいでしょうか。

○15番（土屋尊史君）はい。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の2件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は8ページからになります。

1番の案件 位置図は8ページになります。申請地は巾公民センターの南約80mに位置する畑、2筆548㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は宅地分譲です。

譲受人は不動産業を営んでおり、近隣が住宅地としての需要が多い地域と考え宅地分譲をしたいと言うもの。譲渡人は高齢で耕作が困難であったため、譲受人の要望に応えると言うものです。

2月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 議案は8ページ、9ページ。位置図は9ページになります。申請地は下倉知公民館の西約380mに位置する田、7筆3,054㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は砂利採取の一時転用です。一時転用期間は1年6ヶ月です。

賃借人は砂利採取業を営んでおり、申請地で砂利を採取すると言うもの。賃貸人は賃借人の要望に応えると言うものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 議案は10ページ、位置図も10ページになります。申請地は関市清掃事務所の北西約60mに位置する登記地目田、現況地目雑種地、528㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は刃物研磨業工場です。

賃貸人は申請地に刃物研磨工場敷地として利用したいと言うもの。賃貸人は賃借人の要望に応えると言うものです。

2月18日に現地確認をしたところ、平成元年頃から雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は11ページになります。申請地は緑ヶ丘公園の西約150mに位置する田、2筆978㎡の内691.53㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は宅地分譲です。

譲受人は申請地を買い受け、宅地分譲敷地として利用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の申し出に応じると言うものです。

2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5 番の案件 位置図は 1 2 ページになります。申請地は緑ヶ丘公園の西約 1 5 0 m に位置する田、3 3 4 m²のうち 2 8 5 . 2 9 m²。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は家族が増え住居が手狭となったため、申請地を買い受けて自己住宅を建築するというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6 番の案件 議案 1 1 ページ、位置図は 1 3 ページになります。申請地は西部公民センターの北約 8 0 m に位置する登記地目雑種地、現況地目畑、1 2 7 m²。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は現在の住まいが手狭であるため、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は周辺が住宅化されてきたことから、耕作が困難となり譲受人の要望に応えると言うものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7 番の案件 位置図は 1 4 ページになります。申請地は東海北陸自動車道 関 S A の南南東約 3 4 0 m に位置する畑、3 筆 1 , 0 2 9 m²。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は住宅設備機器販売業資材置場、駐車場です。

譲受人は住宅設備機器販売業を営んでおり、申請地に倉庫や資材置場として利用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8 番の案件 議案は 1 2 ページから 1 6 ページ、位置図は 1 5 ページになります。申請地は東海環状自動車道、関広見 I . C の約 7 1 0 m に位置する田、3 5 筆 1 3 , 7 0 5 . 3 4 m²。農業振興地域内の農用地です。転用の目的は砂利採取です。一時転用期間は 1 年間です。

賃借人は砂利採取業を営んでおり、申請地で砂利を採取するというもの。賃貸人は賃借人の要望に応えると言うものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は農振農用地であるため、原則不許可ではありますが、一時転用後、農地に復元されるため転用はやむを得ないものと判断します。

9 番の案件 位置図は 1 6 ページになります。申請地は東海環状自動車道、関広見 I . C の北約 5 5 0 m に位置する登記地目田、現況地目畑、2 筆 4 7 4 m²。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する 1 0 h a 未満の農地の区域の農地であるため、第 2 種農地と判断します。転用の目的は刃物製造業倉庫です。

譲受人は事業拡大のため申請地に倉庫を建築するというもの。譲渡人は耕作が困難となり、営農規模の縮小を検討していたところ、要望により譲り渡すと言うものです。

2 月 1 8 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第 2 種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

1 0 番の案件 位置図は 1 7 ページになります。申請地は下之保地区処理施設の北北東約 5 9 0 m に位置する畑、1 , 1 4 7 m²の内 0 . 3 5 m²。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する 1 0 h a 未満の農地の区域の農地であるため、第 2 種農地と判断します。転用の目的は営農型太陽光発電施設です。一時転用期間は 3 年です。

賃借人はさかきを栽培するための遮光設備を兼ねる営農型太陽光施設を設置するものです。賃貸人は賃借人の要望に応えると言うものです。

2 月 1 7 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第 2 種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

1 1 番の案件 議案は 1 7 ページ、位置図は 1 8 ページになります。申請地は高見集会所の北約

80mに位置する登記地目畑、現況地目宅地、2筆166㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。

譲受人は住居を建て替えるにあたり、申請地を住宅敷地として、一体利用したいと言うもの。譲渡人は譲受人の要望に応えると言うものです。

2月18日に現地確認をしたところ、平成7年頃から雑種地となっており始末書が添付されています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は19ページになります。申請地は八幡区公民館の東約370mに位置する登記地目田、現況地目畑、649㎡。農地の区分は住宅・事業施設、公共・公益施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です

賃借人は申請地を造成し、太陽光発電施設を建築すると言うものです。賃貸人は農地を適正に管理することが困難であるため、土地を貸すと言うものです。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。

2月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの7件、賃貸借権設定に関するもの5件、計12件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある議員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）他に質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第4号の12件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は18ページになります。

1番の案件 位置図は20ページになります。申請地は下倉知公民館の西約340mに位置する登記地目田、1,010㎡。変更内容は一時転用期間の延長です。

事業計画者は、平成30年11月30日付けで5条の一時転用許可を受けているが、完了期限までに事業が完了できないため、期間を延長したいと言うことです。延長期間は1年6ヶ月です。

2番の案件 議案は18ページ、位置図は21ページになります。申請地は下倉知公民館の西約420mに位置する登記地目田、915㎡。変更内容は一時転用期間の延長です。

事業計画者は平成31年3月29日付けで5条の一時転用許可を受けているが、完了期限までに事業が完了できないため、期間を延長したいと言うことです。延長期間は1年6ヶ月です。

以上、2件のご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第5号について質疑のある

議員さんは挙手にて発言をお願いします。

(発言なし)

○議長（野村茂君）他に質疑もないようですので、これより採決します。議案第5号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第5号の2件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

ご審議いただきましてありがとうございました。本日の提案されました議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

○職務代理（安田孝義君）色々なご意見をいただきましてありがとうございました。冒頭、会長なり部長の方からお話がありましたように、新型コロナウイルスの新聞でもテレビでもその話題ばかりですが、3月になりまして少し天候不順になってきたかと思います。お互いに体調管理には気を付けていただきまして、病気に負けない体づくりをしていきたいと思います。

これをもって総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前10時43分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

_____ 印

12番 関市上白金464

_____ 印

13番 関市山田605

_____ 印